

平成24年度 行橋市教育行政方針

平成24年4月

行橋市教育委員会

はじめに

今日、国際化や情報化の進展、科学技術の発展、環境問題の深刻化、少子・高齢化の進行など、社会変化が広範で急速に進んでいます。

とりわけ、平成 20 年度後半からの金融・経済不安は、我が国の教育行政にも大きな影響を与えています。

平成 18 年 12 月に、新しい時代の教育を推進する教育基本法が施行され、個人の尊厳を重んじる一方、新たに、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成や、伝統と文化の尊重を目指す教育を推進することが規定されました。

この新しい教育基本法の趣旨を生かし、市民一人一人が、学び、ふれあい、伝統と文化の薫る、活力ある地域社会を築いていくとともに、21 世紀を担う青少年が心豊かで責任感あふれ、自ら学ぶ意欲をもって社会の変化に対応しうよう、家庭・学校・地域が一体となり、人間性と創造性を育む教育を進めることが重要であると考え、以下のように行橋市の教育行政方針を定めます。

I 基本方針

- 1 行橋市教育委員会は、市民一人一人が実りある自己実現に向けて、生き生きと学び続けるとともに、郷土を愛する心を育む教育を推進します。
- 2 行橋市民憲章を尊重し、第 5 次行橋市総合計画に基づき、「魅力がいっぱい、人が集まる パワフルゆくはし」を目指して、教育行政を推進します。
- 3 行橋市教育委員会は、この基本方針を達成するため、学校教育、社会教育、家庭教育、文化の振興を図り、広く市民の理解と協力を得ながら積極的かつ着実に施策を推進します。また、そのための人的・物的な教育環境整備に努めます。

II 重点目標

「学校教育」

- 1 確かな学力と豊かな人間性の育成を目指す学校教育の推進
- 2 個別の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実
- 3 今日的教育課題を解決する健康・保健・安全教育の充実
- 4 国際化や情報化社会を生きていく力を育てる教育の推進
- 5 人間尊重の精神を育成する人権教育の推進
- 6 規範意識や基本的生活習慣の育成を図る家庭教育の充実
- 7 信頼される学校づくりの推進
- 8 快適な教育環境を目指す教育施設の整備・充実

「生涯教育」

- 1 情報化とライフスタイルに対応した生涯学習の推進
- 2 地域の教育力の向上と次代を拓く青少年の育成
- 3 市民参画による人権教育の充実
- 4 地域スポーツへの参加による健康、生きがいづくりの推進

「文化」

- 1 市民に親しまれる新しい文化の創造
- 2 歴史や文化財を活かしたまちづくり
- 3 市民が誇りを持つ伝統文化の継承と普及

Ⅲ 重点施策

1 学校教育

(1) 確かな学力と豊かな人間性の育成を目指す学校教育の推進

「1」確かな学力

- ① 児童生徒が将来に夢や希望をいだき、21世紀をたくましく生き抜く資質や能力が身につくよう、創意工夫した特色ある学校教育の創造を支援します。
- ② 保・幼・小・中との連携を強化し、児童生徒の学習や基本的な生活習慣等望ましい成長を促し、9年間を見通した円滑な教育の実施に資するため、小・中一貫教育を推進します。
- ③ 児童生徒の学力実態を把握し、基礎・基本の確実な定着に向けて、少人数指導など、きめ細かな指導を推進します。

「2」豊かな人間性

- ① 豊かな人間性を育てるために、学校の道徳教育の充実を図ります。また、地域の偉人、伝統文化の教材化を図り、郷土を愛する心を育成します。
- ② 地域の関係機関との連携を深め、豊かな体験活動の推進を図ります。
- ③ 児童生徒の学校生活における悩みの解消を図るために心の専門家の配置や児童生徒相談センターの充実等、体系的な支援体制を構築し、カウンセリングの充実を図ります。
- ④ 豊かな読みの力を育てる「子ども読書活動計画」を推進します。
- ⑤ 教職員の指導力を高め、資質の向上を図るため、研究指定委嘱や教育研究所、小・中学校教育研修会などの教育研究の充実に努めます。
- ⑥ 教職員のサービスの適正化を図ります。

(2) 個別の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実

- ① 特別支援教育の推進体制をつくり、広汎性発達障害等の児童生徒に対し、個別のニーズに応じた特別支援教育を推進します。
- ② 特別支援教育を推進する教職員等の指導力の向上を図ります。

- (3) 今日の教育課題を解決する健康・保健・安全教育の充実
- ① 児童生徒が自らの健康の増進を図る健康教育の充実を図ります。
 - ② 小・中学校での一貫した薬物乱用防止教育、エイズ教育等、健康にかかわる今日的な課題に対応した諸教育の推進など、保健・安全教育の充実に努めます。
 - ③ 児童生徒が生涯に渡り健康で充実した食生活を送るための食の基礎を培うとともに健康な食生活を実践する力を育成します。
 - ④ 学校給食の安全・衛生管理を徹底し、施設・給食運営の見直しなどにより、安心・安全でおいしい学校給食を推進します。
 - ⑤ 家庭や地域、関係諸機関・団体と連携し、児童生徒の登下校の安全確保の充実に努めます。
- (4) 国際化や情報化社会を生きていく資質や能力を育てる教育の推進
- ① 国際化社会に対応できる資質を培うために、語学指導の充実や英語体験等によるコミュニケーション能力の育成を図ります。
 - ② 情報活用能力を育成するために、コンピュータや情報通信ネットワークを活用した教育内容・方法の研究開発を行い、情報教育の充実を図ります。
- (5) 人間尊重の精神を育成する人権教育の推進
- ① 学校の教育活動全体を通して、児童生徒が共生共学の精神を養うとともに、自分らしさや能力を十分に発揮し、人権問題を主体的に解決していく力を身に付けることができるよう、人権意識の高揚や実践化に努めます。
 - ② 一人ひとりが認め合い、尊重し合う男女平等教育の充実を図ります。
- (6) 規範意識や基本的生活習慣の育成を図る家庭教育の充実
- ① 温かい家庭や望ましい親子関係づくりをつくるために、あいさつ運動やノーテレビ・ノーゲームデーの取り組みを通じた家族の会話を推進します。
 - ② 家庭での手伝いや地域でのボランティア活動等、豊かな体験活動を推進し、思いやりのある豊かな心を育てます。
 - ③ 善悪の判断や時間や決まりを守ること、整理整頓等の大切さを日常的に指導し、規範意識を育てます。
- (7) 信頼される学校づくりの推進
- ① 保護者や地域に信頼される学校づくりのために、学校の教育内容の説明や結果については適宜広報するようにします。

- ② 行橋市教育推進協議会の協議内容を活かし、小中学校の教育課題の解決や教育改革を推進します。

(8) 快適な教育環境をめざす教育施設の整備・充実

- ① 学習指導要領の全面実施向け、また、多様な学習活動に対応できる安全な学校施設・備品の整備に取り組み、安全かつ快適な教育環境づくりに努めます。
- ② 教育ニーズの多様化に対応するため、特別教室等の学習スペースの充実を図ります。
- ③ 情報化時代に対応した情報教育を推進するため、情報教育関連の施設・設備の充実を図ります。
- ④ 児童生徒の学習や読書に対する意欲を高めるため、図書室の整備や機能の充実に努め、図書館教育を推進します。
- ⑤ 安心・安全でおいしい学校給食を安定的に提供する学校給食センターの建設を推進します。

2 生涯教育

(1) 情報化とライフスタイルに対応した生涯学習の推進

- ① 複雑、多様化する生涯学習の要望に応えるために、中央公民館を公民館活動の核として位置づけ、各種講座の企画、運営に努め、校区公民館との連携を図り、生涯学習事業を推進します。
- ② 公民館を、地域における各種団体、生涯学習のボランティア組織など市民のふれあい交流の場として位置づけ、地域づくりに生かします。
- ③ 少子・高齢化社会に対応するため、子ども講座・女性学級等の活動の充実を図ります。また、市民に新たな生きがいを提供できるよう市民大学講座や高齢者講座等を充実するとともに、高齢者の豊かな経験や知識を生かした社会活動への参加促進を図ります。
- ④ 市のイントラネット整備に基づき、公民館が地域情報の発信基地となるように努めます。

(2) 地域の教育力の向上と次代を拓く青少年の育成

- ① 地域の教育力の向上を図るため、指導者の養成や各種団体の活性化に努めます。
- ② 青少年育成市民会議を核に子ども会育成連合会やスポーツ少年団など関係団体との連携を図り、心豊かな青少年の健全育成と非行防止に努めます。
- ③ 学校及び公共施設や自然環境を利用し青少年の学校外活動の推進を図ります。

- ④ 地域の人材を活用した放課後や休日における子どもたちの交流活動の場の提供と支援を図ります。
- ⑤ 家庭の教育力向上を図るため、家庭教育の支援と振興に努めます。

(3) 市民参画による人権教育の充実

- ① 「行橋市人権教育・啓発に関する基本計画」などにに基づき、校区公民館において人権講座を開催するなど、市民の人権意識の高揚に努めます。
- ② 市長部局や関係諸機関等との連携により、人権教育の推進に努めます。

(4) 地域スポーツへの参加による健康、生きがいつくりの推進

- ① 健康で生きがいのある生活の創造と市民相互の連携を深めるため、体育、スポーツ、レクリエーション活動の普及と振興を図り、明るく豊かな地域社会づくりに努めます。
- ② 「スポーツフェスタ in ゆくはし」を開催し、市民がスポーツの楽しさ・喜びを広く体験できるように努めます。
- ③ 軽スポーツから競技スポーツまで、市民の年齢や身体状況に応じた幅広いニーズに対応するため、指導者の養成に努め、市民の健康増進を図ります。
- ④ 幼児から高齢者まで安全で利用しやすい体育施設を整備し、有効活用に努めます。

3 文化

(1) 市民に親しまれる新しい文化の創造

- ① 市民が文化に親しみ、新しい地域文化を創造できるように支援します。
- ② 文化団体の育成に努め、文化芸術活動の活性化を図ります。
- ③ 子どもたちの豊かな感性を育むため、児童生徒に文化芸術を体験・鑑賞する機会を提供します。
- ④ 文化施設の整備を図り、市民が文化芸術を鑑賞・発表、交流する場の充実に努めます。
- ⑤ 図書館を核とした読書活動の支援と学校図書館との連携を推進します。

(2) 歴史や文化財を活かしたまちづくり

- ① 歴史や文化とふれあう史跡の整備を進め、個性と魅力あるまちづくりを推進します。
- ② 歴史や文化財の情報を積極的に発信し、広く本市のPRを図るとともに市民の歴史や文化に対する関心を高め、地域への誇りや愛着心の醸成に努めます。

- ③ 御所ヶ谷神籠石一帯の整備を推進し、歴史と自然が融合した魅力ある史跡自然公園を創出します。
- ④ 守田蓑洲旧居の保存整備を進め、周辺の史跡と合わせて沓尾地域の歴史遺産の一体的活用を図ります。
- ⑤ 東九州自動車道建設に関連する発掘調査を実施するとともに調査成果の公開と活用を図ります。

(3) 市民が誇りを持つ伝統文化の継承と普及

- ① 市内に残る伝統的な祭や行事の保存や継承を支援します。
- ② 長い歴史を持ち、地域の誇るべき文化である「連歌」の普及と振興を図ります。